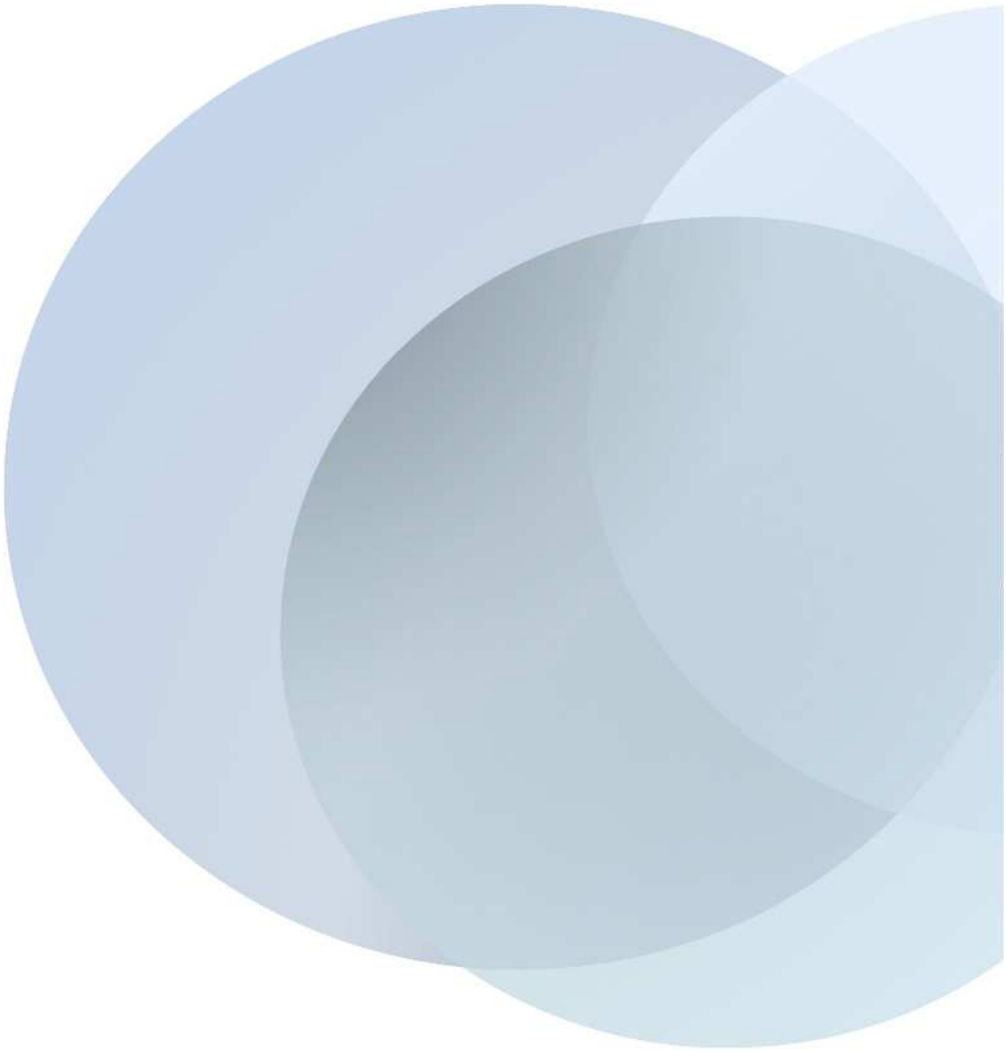
第　1　章

策定の概要



第１章　策定の概要

第１節　策定の趣旨

○ 障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成25（2013）年4月、障害者自立支援法に代わる障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

○ 障害者総合支援法は、制定時に障がい者の定義に難病を追加するとともに、平成26（2014）年度に障害者程度区分から障害者支援区分へ見直し、平成30（2018）年度に就労定着支援や自立生活援助のサービスの追加などを行ったほか、令和4（2022）年12月には、障がい者の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進などの措置を講じる等、定期的に見直しがされています。

○ また、令和3（2021）年9月には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）の施行や児童福祉法が改正され、令和6（2024）年4月から施行されています。

このように、障害者総合支援法や児童福祉法をはじめ、関連する法律の充実などにより、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

○ 区では、令和6（2024）年3月に、第5期荒川区障がい者プラン（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）、並びに第7期荒川区障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）の三計画を一体とした荒川区障がい者総合プランを策定し、障害者施策を計画的に推進してきました。

○ このたび策定する二計画では、障がいの有無にかかわらず、安心して生活ができる地域づくりに向けて、これまでの施策や成果目標等の達成状況について評価・検証するとともに、国や東京都の動向等も踏まえながら、令和9（2027）年～令和11（2029）年度の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標や必要見込量などを定めます。

第２節　策定の体制

○ 障がい者団体や福祉・医療関係団体、雇用・就労支援関係団体、学識経験者等の意見を「第8期荒川区障がい福祉計画及び第4期荒川区障がい児福祉計画」に反映させるために、「荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、内容に関する検討を行いました。

第３節　計画の位置付け・対象・期間

（１）福祉計画の位置付け

○ 荒川区障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画に相当する計画です。荒川区障がい児福祉計画は、児童福祉法33条の20に規定する市町村障害児福祉計画に相当する計画です。

○ このたび、「荒川区障がい者プラン」「荒川区障がい福祉計画」「荒川区障がい児福祉計画」の三計画のうち、「荒川区障がい福祉計画」「荒川区障がい児福祉計画」が令和8年度をもって前期計画期間を終えるため、新たな「荒川区障がい福祉計画」「荒川区障がい児福祉計画」として、令和9（2027）年度以降の後期計画を策定します。

【法的な位置付け】

計画名		計画期間	法的な位置付け	内容
荒川区障がい者総合プラン	荒川区障がい者プラン	６年間	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画
	荒川区障がい福祉計画	３年間	障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画
	荒川区障がい児福祉計画	３年間	児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画

（２）計画の対象

○ 障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方（18歳未満の子どもを含む。）、並びに児童福祉法に基づく障害児入所・通所支援等を利用している子ども、並びに医療的ケア児支援法の定義に基づき、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である方（18歳以上の方を含む。）等を対象とします。

（３）計画の期間

○ 第8期荒川区障がい者福祉計画及び第4期荒川区障がい児福祉計画の計画期間は、令和9（2027）年度を初年度とする令和11（2029）年度までの3年間です。

【計画期間】

年度	障がい者プラン	障がい福祉計画	障がい児福祉計画	障がい者福祉制度の変遷
平成12年度	第1期荒川区障害者プラン			
13年度				
14年度				
15年度				支援費制度の開始
16年度				
17年度				
18年度	荒川区障がい者プラン（第2期荒川区障がい者プラン）（第1期荒川区障がい福祉計画）			「障害者自立支援法」施行
19年度				
20年度				
21年度		第2期荒川区障がい福祉計画		
22年度				
23年度				「障害者基本法」改正
24年度	荒川区障がい者プラン（第3期荒川区障がい者プラン）（第3期荒川区障がい福祉計画）			「障害者自立支援法」「児童福祉法」（一部改正）の施行 「障害者虐待防止法」施行
25年度				「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正・施行 「障害者優先調達法」施行
26年度				
27年度		第4期荒川区障がい福祉計画		
28年度				「障害者差別解消法」施行
29年度				
30年度	荒川区障がい者総合プラン（第4期荒川区障がい者プラン）（第5期荒川区障がい福祉計画）（第1期荒川区障がい児福祉計画）			「障害者総合支援法」「児童福祉法」（一部改正）の施行
令和元年度				
2年度				
3年度		第6期荒川区障がい福祉計画 第2期荒川区障がい児福祉計画		「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
4年度				障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
5年度				
6年度	荒川区障がい者総合プラン（第5期荒川区障がい者プラン）（第7期荒川区障がい福祉計画）（第3期荒川区障がい児福祉計画）			「障害者総合支援法」「児童福祉法」（一部改正）の施行
7年度				
8年度				
9年度		第8期荒川区障がい福祉計画 第4期荒川区障がい児福祉計画		
10年度				
11年度				

第４節　計画の推進に向けて

（１）区民・地域関係団体等との連携

○　本計画を着実に推進していくため、行政だけでなく地域の関係機関から構成される「自立支援協議会」と連携し、本計画の施策等における進捗状況等を定期的に報告するとともに、その進捗状況の管理を行い、地域の関係機関との情報や連携の強化を図っていきます。また、医療的ケア児等支援協議会も活用し、区の医療的ケア児等支援事業の進捗や課題の抽出並びに解決に向けた検討を行うなど、医療的ケア児等に関わる関係機関との連携を図っていきます。

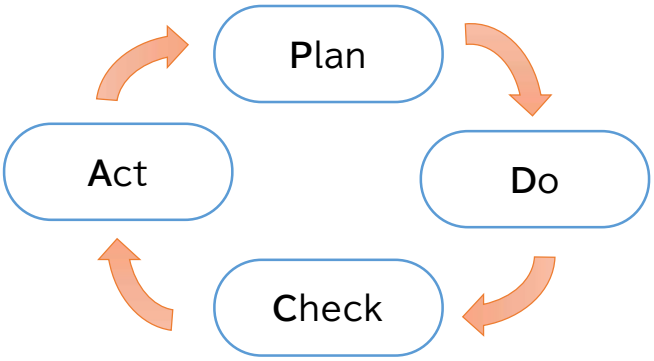
○　また、本計画に掲げる施策は、保健、福祉を始め、保育・教育、まちづくり、防災など、様々な分野にわたっています。本計画を推進していくため、区の関係部署間で十分な連携を図り、計画的に事業の実施に取り組んでいきます。

（２）国及び東京都との連携

○　多くの障害福祉施策は、障害者総合支援法等を始め、国や東京都の制度を活用して実施しています。障害福祉施策の充実を図るため、国や東京都と連携をしつつ、制度における課題や区単独で解決できない広域的な課題等については、国や東京都に必要な働きかけを行っていきます。

（３）ＰＤＣＡサイクル

○　本計画に掲げる施策、成果目標や活動指標などの目標の達成に向け、上記に記載した自立支援協議会などの関係機関と連携し、進捗状況を管理するとともに、実施状況の点検、評価を行い、課題等がある場合は随時対応を行っていきます。



Ｐｌａｎ	プランの策定
Ｄｏ	プランの実行
Ｃｈｅｃｋ	プランの点検・評価
Ａｃｔ	プランの改善